

入札説明書

南部こども相談センター一時保護児童への学習支援
事業業務委託 長期継続

令和 7 年 5 月
大阪市こども青少年局

令和 7 年 5 月 30 日に公告した入札等については、関係法令に定めるもののほか、
この入札説明書によるものとする。

1 総合評価一般競争入札に付する事項

- (1) 公告日：令和 7 年 5 月 30 日(金)
- (2) 委託業務名：南部こども相談センター一時保護児童への学習支援事業業務委託 長期
継続（以下「本件」という。）
- (3) 契約期間：令和 7 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで
- (4) 業務内容：仕様書のとおり
- (5) 履行場所：本市指定場所

2 開札までの手続きに関する事項

(1) 仕様書等交付書類について

ア 交付期間：公告文のとおり

イ 交付場所：公告文のとおり

ウ 交付書類：

- ① 入札説明書（本ファイル、末尾に様式 1～6 あり）
- ② 仕様書
- ③ 契約書
- ④ 落札者決定基準
- ⑤ 入札参加申請書
- ⑥ 提案書（事業実施計画書）

(2) 入札参加資格の審査について

ア 入札参加希望者は次の書類を提出し、資格の審査を受けなければならない。

(ア)入札参加申請書

(イ)資本関係・人的関係等に関する調書（様式 1）

イ 入札参加申出受付期間及び受付場所

受付期間：公告文のとおり

受付場所：公告文のとおり

ウ 入札参加資格の審査結果は、入札参加資格審査通知書（書面）により通知する。

エ 入札参加資格を認められなかった申出者に対する理由の説明

(ア) 入札参加資格を認められなかった申出者は、本市に対してその理由についての説明を求めることができる。

(イ)(ア)の説明を求める場合には、令和 7 年 7 月 1 日（火）午後 5 時までに入札参加資格がないと認めた理由の説明請求書（様式 3）を持参して提出しなければならない。

(ウ) 提出先については(2)ーイに同じ。

(エ) 説明を求められたときは、令和 7 年 7 月 4 日（金）までに書面で回答する。

(3) 入札書の交付

入札参加資格を認めた申出者には、(2)ーウの通知に際し、入札書等を交付する。

(4) 質問事項の受付・締切・回答について

「仕様書」の内容等についての質問は、「仕様書等に関する質問票」（様式４）により、電子メールにて提出すること。

なお、本市指定外の様式及び電話等による質問は受け付けない。

ア 提出先 公告文に記載のとおり。

イ 質問受付期間

公告文に記載のとおり。なお、締切以降の質問については受け付けない。

ウ 回答方法

こども青少年局 **WEB** サイト＞こども青少年局入札契約情報＞業務委託入札＞入札実施予定案件に関する質問の内容（業務委託等）に掲載する。ただし、質問のない場合は掲載しない。

(5) 入札及び企画提案書の提出について

本案件は、総合評価一般競争入札方式で行うので、企画提案書等を作成し、入札書とともに次の要領で提出しなければならない。

ア 日時：令和 7 年 7 月 18 日（金）午前 10 時 00 分

イ 場所：大阪市役所本庁舎 3 階 301 共通会議室

〒530－8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

ウ 提出方法：

(ア) 入札書は封筒等に入れ密封すること。

(イ) 企画提案書一式は 1 つにまとめ、封筒等に入れ密封すること。

(ウ) 当該封筒等の封皮には、『南部こども相談センター一時保護児童への学習支援事業業務委託 長期継続』に係る入札書在中』、『南部こども相談センター一時保護児童への学習支援事業業務委託 長期継続』に係る企画提案書在中』とそれぞれ朱書きし、法人名称等を記入し、押印（裏面割印）すること。

(エ) 詳細は、参考資料「提出物作成方法」を参照すること。

(オ) 企画提案書は正本 1 部、副本 3 部の計 4 部提出すること。

(6) 入札書の記載要領について

ア 入札書の提出にあたっては、日付、所在地、商号又は名称及び代表者職氏名を記入し、代表者印若しくは受任者印（使用印鑑届出書で届け出た印）を必ず押印すること。

イ 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。代理人が入札をする場合は、入札時に別途委任状を作成し、提出するものとする。

ウ 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 入札書の「金額」欄には、本件に要する一切の諸経費を見積金額として記載すること。

(7) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(5)ーイにおいて行う。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札参加者を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札の中止等

ア 入札参加者が相通じ、又は不穏な行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取り止めることがある。

イ 入札前において、天災・地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取り止めることがある。

なお、上記ア、イの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

(10) 入札の辞退

入札参加者は、入札を辞退する場合、入札執行日時までに「入札辞退届」(様式 5)を提出すること。なお、「入札辞退届」を提出する際は、入札説明書等の交付書類及び入札参加審査結果通知により交付された「入札参加資格審査通知書」を返却すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(11) その他

ア 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができない。

イ 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

ウ その他、本入札執行については、「地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)」、「地方自治法施行令」及び「大阪市契約規則」の定めるところによる。

エ 当該入札に関する仕様書等の交付書類の著作権は本市に帰属する。

本件以外での使用にあたっては、本市からの文書による許可を必要とする。

(12) 企画提案書等の拘束力

契約書に添付する仕様書は本件の提案仕様書を基に作成する。ただし、採用された企画提案書等に記載されている事項に関しては、それが本市にとって有益であると判断された場合、本市の判断により契約締結段階において契約書の仕様書の内容に反映することがある。

(13) 企画提案書等の取扱い

入札の際に提出される書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本件において公表等が特に必要と認める場合、本市は、企画提案書等の全部又は一部を使用できるものとするが、契約に至らなかった入札参加者の企画提案書等については、本件の公表以外には使用しないが、返却については行わない。

なお、企画提案書等の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者

の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う。

3 落札者の決定方法等に関する事項

- (1) 入札の日から落札者決定までの間に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けた場合には、落札者とししない。
- (2) 落札者がいない場合は、総合評価点が最も高かった入札参加者と個別の交渉を行う。その入札参加者と合意に至らない場合は、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。
- (3) 落札者が契約を締結しないときは、次点の入札参加者と個別の交渉を行う。
- (4) 落札候補者に対して、落札決定前に企画提案内容及び履行確認マニュアルをふまえた内容（以下「企画提案内容等」という。）によりヒアリングを行う場合があるので、本市より説明を求められた場合は、落札候補者はこれに応じること。
落札候補者はヒアリング後、企画提案内容等に適合した履行を行う旨の「誓約書」（様式6）を提出しなければならない。
- (5) 落札者または契約の相手方に決定されたときは、遅滞なく、契約締結に関する手続担当に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく「誓約書」（様式2）を両面印刷し、提出するとともに、契約の手続きを行うこと。

4 担当

- (1) 入札参加申請書等提出先及び入札執行に関する照会先
大阪市こども青少年局企画部経理課
大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所本庁舎2階
電話 (06)6208-8177
- (2) 事業担当、契約締結に関する手続担当
大阪市中央こども相談センター運営担当
大阪市浪速区浪速東1-1-90
電話 (06)4301-3146

提出物作成方法

封筒（表面）

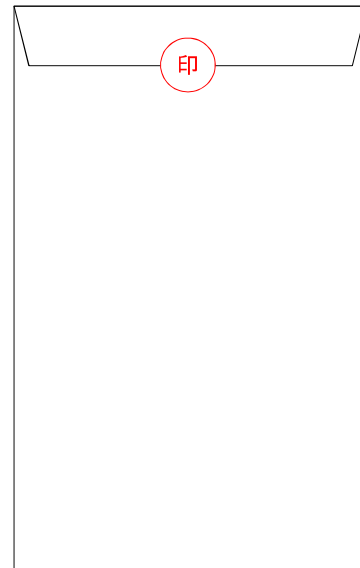
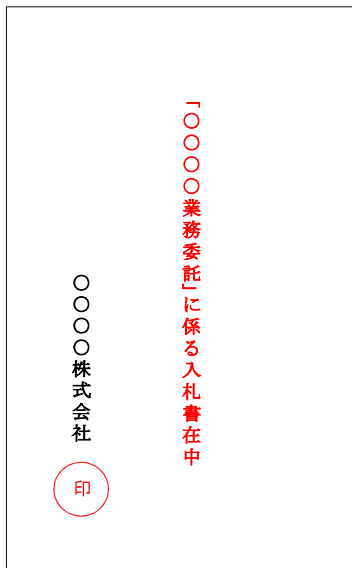
表面に案件名称、法人名称等を記載して下さい。

封筒（裏面）

綴じしろに割り印してください。



封入・封緘



封筒（表面）

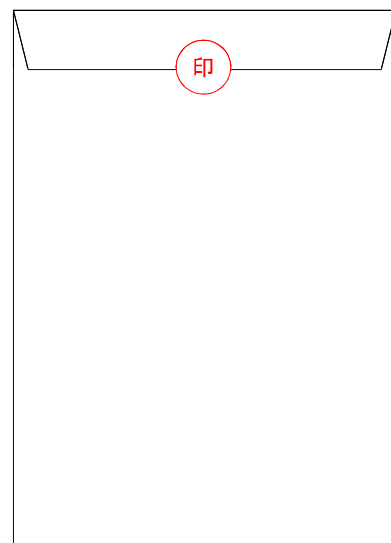
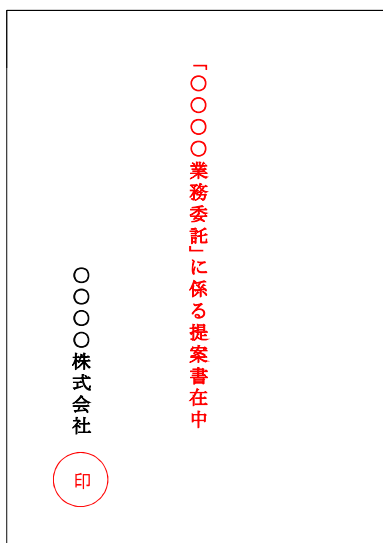
表面に案件名称、法人名称等を記載して下さい。

封筒（裏面）

綴じしろに割り印してください。



封入・封緘



資本関係・人的関係等に関する調書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

入札書提出時において、資本関係・人的関係等は次のとおり相違ありません。
本調書の記載事項が事実と相違するときは、いかなる措置を受けても、異議ありません。

主たる営業所
(又は支店等)
の所在地

商号又は名称

代 表 者
(又は受任者)
役職・氏名

1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3の2号(*1)及び第4の2号(*2)の規定による親会社等又は子会社等について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

親会社等・ 子会社等の別	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	議決権の被所有割合(%) [()はうち間接被所有割合]
				()
				()
				()
				()
				()

2 自社役員で他社の役員(*3)を兼務している会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

自社役員氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

3 事業協同組合に加入している場合(*4)について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

組合名

(注) 入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること

4 電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が同一である他の会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

大阪市登録承認番号	商号又は名称	所在地	同一の内容(○をつけてください)
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他
			電話・FAX・メールアドレス・その他

5 自社の者で、他者の大阪市の入札に関わる営業活動にも携わっている者がいる他の会社について

- ☐ 該当するものではありません
☐ 次のとおりです

氏名	自社での役職名	大阪市登録 承認番号	商号又は名称	所在地	役職名

※各項目の口の欄に☑を入れること。また、記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。

資本関係・人的関係等に関する調書の記入要領

- 1 関係する会社は、物品供給・業務委託入札参加有資格者に限って記入すること。
- 2 各項目において、該当会社が複数ある場合は該当会社全てを記載すること。なお、表の行数が足りない場合は、それぞれ別紙用紙を作成・記載のうえ提出すること。
- 3 (*1)(*2)会社法第2条第3の2号及び第4の2号は下の参考1及び別紙参考2を参照すること。
- 4 (*3)役員とは、法人の場合は取締役(監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、指名委員会等設置会社における取締役、社外取締役及び定款により業務を執行しない取締役除く)等。(会社更生又は民事再生の手続き中にある場合はその管財人を含む。)

また、個人の場合は代表者。なお、監査役及び執行役員は役員に含めない。
- 5 (*4)入札参加者が事業協同組合の場合、組合員名簿を提出すること。

(参考1)

会社法(平成17年法律第86号)

第2条(定義)

- 一 略
- 二 略
- 三 略

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

- イ 子会社
- ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

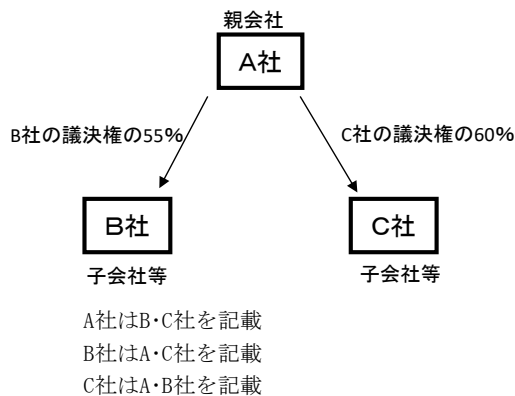
四 略

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

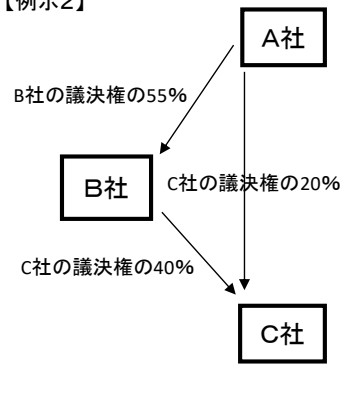
- イ 親会社
- ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

親会社、子会社の例

【例示1】

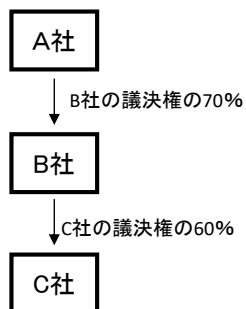


【例示2】



B社はA社の「子会社等」であり、親会社等であるA社及び子会社等であるB社が、C社の議決権の過半数を有することから、A社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

【例示3】



B社はA社の「子会社等」であり、子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有することからA社はC社の「親会社等」とみなされ、C社はA社の「子会社等」とみなされる。

A社はB・C社を記載
B社はA・C社を記載
C社はA・B社を記載

会社法施行規則

第二章 子会社等及び親会社等

(子会社等及び親会社等)

第三条の二 法第二条第三号の二 ロに規定する法務省令で定めるものは、同号 ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者(会社等であるものを除く。)が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合(財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務 又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。)をいう(以下この項において同じ。)

一 他の会社等(次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社等を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

- イ 民事再生法 の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等
- ロ 会社更生法 の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社
- ハ 破産法 の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等
- ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

(4) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己(自然人であるものに限る。)

(2) 自己の役員

(3) 自己の業務を執行する社員

(4) 自己の使用人

(5) (2)から(4)までに掲げる者であった者

(6) 自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額に対する自己が行う融資(債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。)の額(自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己(自然人であるものに限る。)の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。)の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合(自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。)であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

【元請負人（契約相手方）用】

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

誓 約 書

私は、大阪市が大阪市暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び大阪市暴力団排除条例施行規則（以下「規則」という。）に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次の事項を誓約します。

1	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しません。
2	条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪市から役員の氏名その他必要な事項の報告を求められたときは、速やかに書面等（役員名簿等）により提出します。
3	本誓約書その他の提出した書面等が、大阪市から大阪府警察本部に提供されることに同意します。
4	私が条例第2条第2号又は規則第3条各号に掲げる者に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明した場合には、大阪市が条例及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、大阪市電子調達システム等において、その旨を公表することに同意します。
5	私が条例第7条第1号に規定する下請負人を使用する場合は、これら下請負人から誓約書を徴収し、当該誓約書を大阪市に提出します。
6	私が使用する条例第7条第2号に規定する者について、大阪市からこれらの者の誓約書の提出を求められたときは、当該誓約書を徴収し、大阪市に提出します。
7	私が使用する条例第7条各号に規定する下請負人等が、条例第2条第2号又は規則第3条各号に該当する事業者であると大阪市が大阪府警察本部から通報を受け、又は大阪市の調査により判明し、大阪市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

案件名称：_____

大阪市契約担当者 様

年 月 日

所 在 地

(フリガナ)

商号又は名称

(フリガナ)

代表者の氏名

代表者の生年月日

年 月 日生

受 任 者 名

支店登録の場合は支店名称を記入してください。

支店登録の場合は支店の所在地を記入してください。

受任者がいる場合は、受任者名を記入してください。

○大阪市暴力団排除条例（抜粋）

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと
 - (2) 入札の参加者の資格を有する者（以下「有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと
 - (3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること
 - (4) 公共工事等に係る入札の参加者の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約の相手方としないこと
 - (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること
 - (7) 公共工事等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、契約相手方との当該公共工事等の契約を解除すること
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置
- 2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

○大阪市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第3号の市規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者

- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

入札参加資格がないと認めた理由の説明要求書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市こども青少年局長 様

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

氏名又は代表者氏名 _____ 印

先般、入札申し込みをしました、_____における入
札参加資格がないと認めた理由についての説明を要求します。

仕様書等に関する質問票

会社名			
部署名		担当名	
メールアドレス			
電 話		F A X	
提出日			

No..	資料名称	該当頁	該当行	該当項目	質問内容

入 札 辞 退 届

令和 年 月 日

大阪市契約担当者
大阪市こども青少年局長 様

_____にかかる総合評価一般競争入札に
応札することを表明し、入札参加申請書を提出しましたが、都合により入札を辞退いた
します。

住 所 又 は
事 業 所 所 在 地 _____

商 号 又 は 名 称 _____

氏名又は代表者氏名 _____ 印

誓 約 書

令和 年 月 日

こども青少年局長 様

大阪市入札参加資格承認番号 ()

住所または所在地

商号または名称

代表者氏名

使用印

_____の落札者決定にあたってのヒアリングにおいて確認したとおり、入札時に提出した企画提案書に記載した提案内容のうち加点対象となったものについては、仕様の一部として契約条項となることを理解し、契約締結時後はその内容を遵守して業務を履行するとともに、労働基準法その他関係法令を遵守することを誓約します。